

平成二十六年九月射水市議会定例会

# 市長提案理由説明要旨



平成二十六年九月射水市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言申し上げます。

## はじめに

去る七月末に、本市の新湊マリーナ沖で開催されました「第十二回全国中学校ヨット選手権大会」において、射北中学校ヨット部が、二年振り八度目となる全国制覇を成し遂げました。地元開催という重圧がかかる中、日頃の練習の成果を如何なく発揮され、見事優勝という栄誉を手にした選手の皆さんに、心からお祝いを申し上げますとともに、この参加選手の中から、来る二〇二〇年の東京オリンピックで活躍するアスリートが誕生することを期待するものであります。

また、かねてから上位の文化財指定について要望しておりました、「放生津八幡宮祭の曳山行事」が、先般開催されました富山県文化財保護審議会において、県の無形民俗文化財に指定するよう答申がなされました。今回の答申は、現在まで連綿と引き継がれてきた伝統行事の継承とその取組が認められたものであり、曳山を保有する各町をはじめ関係者の皆様に対

し、深く敬意を表する次第であります。

秋の曳山祭りには、是非多くの方々にお越しいただき、本市の素晴らしい伝統文化に触れていただきたいと思います。

さて、政府は、「平成二十七年予算の概算要求に当たっての基本的な方針」を、先般、閣議決定し、平成二十六年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、施策の優先順位の洗い直しと徹底した無駄の排除により、予算の中身を大胆に重点化することとしております。

また、今回の方針では、地方創生や人口減少の克服に向けた取組を含む日本再興戦略などを踏まえた諸課題に対応するため、「新しい日本のための優先課題推進枠」として四兆円規模の特別枠を設けることが柱となっております。

一方、地方財政については、「骨太の方針2014」において、経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるとされていることから、来年度の地方財政対策を巡り、今後、厳しい議論が行われることが予想されます。

しかしながら、地方税収が未だリーマンショック前の水準を回復していない状況の中、ア

ベノミクス効果を地方全体に波及させ、地域経済を活性化させるためにも、リーマンショック後に設けられた歳出特別枠の堅持は、極めて重要であると考えております。

こうしたことから、地域経済活性化や社会保障関係費等の必要な財政需要を地方財政計画に的確に反映させ、安定的な財政運営に必要な一般財源総額が確保されるよう、今後とも、全国市長会等の活動を通じ、国に働き掛けてまいります。

## 一 最近の経済情勢について

次に、最近の経済情勢について申し上げます。

我が国の経済は、緩やかな回復基調が続いており、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつあります。先行きについては、当面、一部に弱さが残るものの、次第にその影響が薄れ、各種政策の効果が発現する中で、緩やかに回復していくことが期待されておりますが、一方で、駆け込み需要の反動の長期化などに留意する必要があります。

このような状況の中、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2014」及び「日本再興戦略」を踏まえ、引き続き、経済の好循環の実現に向け、「好循環のための経済対策」を含めた経済政策パッケージの着実な実行に努めることとしております。

こうした国の経済対策による効果が、一日も早く市内の中小・零細企業にまで波及することを期待するとともに、市としましても、今後の国の動向を十分注視しながら、地域経済の活性化に向け、適時適切な対策を講じてまいります。

## 二 総合計画について

次に、総合計画について申し上げます。

第二次射水市総合計画につきましては、基本構想及び基本計画に定められた施策や事業を、効果的かつ計画的に実施するため、このたび、年次計画となる実施計画を取りまとめたところであります。

今後も、社会経済情勢の目まぐるしい変化が予測される中、総合計画の将来像に掲げた「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」の実現に向け、実施計画に盛り込んだ事業を着実に推進し、市民の皆様がより一層の幸せを実感いただけるようなまちづくりを進めてまいります。

### 三 市政の取組状況について

次に、最近の市政の取組状況について申し上げます。

庁舎整備につきましては、八月臨時会において契約案件に係る議決を賜りましたので、先月四日に工事請負契約を締結し、二十八日には起工式が無事執り行われたところであります。市民の皆様には、工事期間中、何かと御不便をお掛けすると思いますが、安全対策に万全を期し、平成二十八年秋の開庁に向けて遺漏のないよう整備を進めてまいりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

北陸新幹線につきましては、開業日が来年三月十四日に決定し、県民の期待もますます膨らんでいるところですが、一方で、速達タイプの「かがやき」が新高岡駅には停車しないことが発表されました。

新高岡駅の停車は、万葉線の利用増をはじめ、本市への様々な効果が予想されます。

市としましては、各駅停車となる「はくたか」の利用実績を上げ、新高岡駅の停車メリツトを示すことも重要であると考えておりますので、今後は、県西部六市が連携を図りながら、「はくたか」の利用促進策に取り組みとともに、新高岡駅への「かがやき」の停車実現に向

け、国やＪＲに対し働き掛けてまいりたいと考えております。

子ども・子育て支援の推進につきましては、次代を担う子どもたちの健やかな育ちと子育てを支えていくため、「子ども・子育て支援新制度」に向けた取組として、今定例会に提出しております「家庭的保育事業等の設備や運営に係る条例」をはじめとする新たな仕組みづくりや事業計画の策定に努めてまいります。

また、施設整備においては、保育園の耐震化をはじめとした大規模改修を進めるとともに、放課後児童クラブにおける利用者増加に伴う拡張整備や大規模学級の分割を着実に推進してまいります。

学校教育の充実につきましては、県の委託を受け、児童生徒の体力・運動能力の向上や運動習慣の定着、運動嫌いの解消など、児童生徒が運動の楽しさを味わうことのできる体育指導の実践研究を、放生津小学校と小杉中学校において実施してまいります。

こうした研究を通して、これまで以上に体育授業の充実・改善が図られることを期待するものであります。

スポーツ・レクリエーションの推進につきましては、来年開催されます「富山マラソン2015」のプレイベントとして、「射水海王丸マラソン2014」が今月末に開催されます。県内外から参加される多くのランナーの方々に対し、市民を挙げておもてなしするとともに、今大会から設けた新湊大橋を通過するハーフコースでは、立山連峰と新湊大橋を望む景観を楽しみながら「海と大地の恵み 射水エリア」を疾走していただきたいと思います。

健康づくりの推進につきましては、予防接種法施行令の一部を改正する政令が、来月一日から施行され、水痘及び高齢者肺炎球菌ワクチンが定期接種の対象となります。

本市におきましても、これらの予防接種を実施し、幼児及び高齢者における疾病の重症化予防と健康管理の充実を図ってまいります。

射水ブランドの推進につきましては、海の幸にスポットを当てた食のイベント「新湊カニかに海鮮白えびまつり」が来月十九日に開催されます。本市が誇る射水ブランドの魅力を県内だけでなく、全国にも発信できる絶好の機会となることから、多くの皆様に来場いただけることを期待するものであります。

観光の振興につきましては、今月二十日と二十一日の両日にわたり、「とやまグルメランド in いみず」が太閤山ランドで開催されます。県内の御当地グルメをはじめ、県外や全国B級グルメの出店も予定されており、食に関する大きなイベントとして、本市のにぎわい創出につながるものと考えております。

また、来年三月の北陸新幹線開業を契機に県西部の知名度の向上と来訪者の増加を図るため、県西部六市が連携した大型観光PRイベントを、今月下旬に首都圏で実施するほか、来月には、JR旅客六社と旅行会社等の関係者を対象とした、「宣伝販売促進会議」や「体験型見学会」等が県内で開催されます。

これは、来年実施されます北陸三県を対象とした日本最大規模の観光キャンペーンのプレイベントとして開催されるもので、体験型見学会には、海王丸パーク周辺観光がモデルコースとして組み込まれていることから、この機会にベイエリアをはじめとした本市の魅力を積極的に発信し、今後の観光客の増加につなげたいと考えております。

みなとまちづくりの推進につきましては、大型客船「ぱしふいつくびいなす」が、六月の「輪島ワンナイトクルーズ」に続き、「日本一周クルーズ」の寄港地として、来月、再び富山新港へ入港します。

当日は、本市の地域資源を活用した独自のオプショナルツアーを企画するなど、全国各地から訪問される多くの乗船客の皆様にも、本市の魅力に触れていただきたいと考えております。客船の寄港は、港のにぎわい創出や旅客船バースの利用促進などにもつながることから、引き続き、積極的な誘致活動を行ってまいります。

企業誘致の推進につきましては、名古屋、東京で開催が予定されております「とやま企業立地セミナー」に参加し、県とともに大都市圏の企業関係者に対し、北陸新幹線の開業や本市の優れた立地環境を広くPRし、市内企業団地への優良企業の誘致に努めてまいります。

水産業の振興につきましては、来月十二日に「第三十五回全国豊かな海づくり大会一年前プレイベント」が海王丸パークを会場に開催されます。

本大会さながらに、漁船パレードによる漁法紹介、稚魚の記念放流や地元伝統芸能のほか、子どもから大人まで楽しめる関連行事が予定されており、是非、多くの皆様に来場いただきたいと思います。

今後とも、来年の本大会の成功に向けて、県や関係団体と連携し万全の準備を期してまいります。

地域資源を利用した産業の創出につきましては、「射水市もみ殻循環プロジェクトチーム」が研究開発を進め、昨年九月に特許出願しておりました「もみ殻燃焼灰及びその製造方法」が、先月特許登録されました。この燃焼灰については、最近、工業用資材としても有用であることが判明したことから、引き続き、異分野融合の研究を進めてまいります。

防災・減災対策の推進につきましては、地域防災力の向上を図るため、去る七月に東京都荒川区と災害時相互応援協定を締結いたしました。自治体としては、隣接する富山市と高岡市、姉妹都市である千曲市に続いて四つ目の相互応援協定の締結となります。

遠隔地であります荒川区との協定は、広域的な大規模災害時において、同時に被災する可能性が極めて低いという利点を生かした相互支援として大変有効であると考えており、万一の際には、物資や資機材、人的支援のほか広報業務に関する支援などを行うこととしております。

さて、近年、局部的豪雨が多発する中、先月には、全国各地において記録的な短時間雨量を観測し、広島市では、土砂災害による甚大な被害が発生しました。

こうした中、本市においては、土砂災害発生の場合に、市民の皆様にとって適切な

避難行動をとっていただくため、本年三月に土砂災害ハザードマップを作成し、注意喚起を図っております。

また、今月二十八日に金山地区で実施する総合防災訓練では、土砂災害を想定に組み込むこととしており、今後とも、災害に対する避難警戒体制の強化に万全を期してまいります。

健全な行財政運営の推進につきましては、総合計画実施計画の実効性を財政面から裏付けるとともに、本市が将来にわたって健全財政を堅持できるように、今後の財政運営における指針を示す中長期財政計画を、このたび策定いたしました。

また、平成二十六年から三十年までの五年間を推進期間とする第三次行財政改革大綱及び定員適正化計画を併せて策定しております。

さらに、行財政改革の具体的な取組を盛り込んだ第三次行財政改革集中改革プランについても、現在策定作業を進めているところであり、これら各種計画の着実な実行により、本市の規模に見合った、強固で持続可能な行財政基盤の確立に努めてまいります。

最後に、平成二十五年度の決算状況について申し上げます。

平成二十五年度の一般会計における決算剰余金、いわゆる実質収支は、六億七千二百八十

三万五千円の黒字となりました。

また、財政状況を客観的に表す健全化判断比率につきましては、実質公債費比率が、昨年度から〇・七ポイント減となる十四・九パーセントに、将来負担比率が、昨年度から六・〇ポイント減となる一二二・一パーセントとなり、平成二十一年度から五年連続で数値が改善する結果となりました。

今後とも、施策の選択と集中により、限られた財源の効率的・効率的な活用を図るとともに、不断の行財政改革に取り組みながら、将来にわたる健全財政の堅持に努めてまいります。

#### 四 提出案件について

次に、提出いたしました案件の概要について申し上げます。  
まず、一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、先に御説明申し上げた事業に加え、国の「がんばる地域交付金」を活用し、老朽化した未利用施設の解体に要する経費を追加するほか、作道コミュニティセンターの整備に要する経費や共同利用型自治体クラウドの導入に合わせた端末機等の更新費用等を追加するものであります。

また、平成二十五年度決算剰余金のうち、三億三千八百八十万円を財政調整基金に、三億円を減債基金に積み立てております。

補正額としましては、九億一千八百七十六万円を増額し、予算総額を四百四億九千七百七十二万二千元とするものであります。

特別会計につきましては、国民健康保険事業など三つの事業会計において、過年度分の精算に伴い補助金等の返還を行うなど、総額で一億二千二百三十九万二千元を追加し、予算総額を三百七十三億一千二百二十九万六千元とするものであります。

次に、予算以外の議案について申し上げます。

条例議案としましては、地方自治法の規定に基づき、審議会等の適正な運用を図る観点から、「射水市行財政改革推進会議」など八つの審議会等について、附属機関として位置付けるための条例制定を提出するほか、指定管理者による管理を可能とするため「射水市大門コミュニティセンター条例の一部改正」など五件を提出しております。

条例以外の議案としましては、合併特例事業債の発行期限延長に伴い、新市建設計画の期間等を変更するため「新市建設計画の変更について」を提出するほか、企業会計における「未

処分利益剰余金の処分について」を提出しております。

報告案件につきましては、地方自治法第百八十条の規定による専決処分のほか、平成二十五年継続費精算報告書を提出しております。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、平成二十五年における健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を付して報告しております。

認定案件につきましては、平成二十五年一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算、並びに各企業会計決算九件について、監査委員の意見を付して提出しております。

以上が、本日提案いたしました案件の概要であります。

何卒、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。